平成２９年第１回川本町議会定例会会議録

（第１日目）平成２９年３月３日　　午前９時３０分開議

議　長	おはようございます。 本日は、島根中央高校１年１組の生徒さん３２名が傍聴に来られています。
〃	それでは、平成２９年第１回定例会が招集されましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございました。 ただいまの出席議員数は９名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
〃	なお、お知らせしておきますが、執行部の瀬上会計室長より、本日、欠席届が提出されておりますので、ご報告します。
〃	これより、平成２９年第１回川本町議会定例会を開会します。 ただちに本日の会議を開きます。
〃	本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
〃	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 今定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により議長において８番圓山議員、１番山口議員を指名します。
〃	日程第２「会期の決定」の件を議題とします。 本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。 その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」（案）のとおり、本日３日から９日までの７日間とし、本日は諸般の報告、町長施政方針、教育長教育行政執行方針、議案の提案並びに提案理由の説明、全体審議の質疑、日程第２３「議案第２２号」の１議案については、討論・採決までを行い、続いて予算特別委員会の設置、委員会付託を行います。
〃	本会議終了後、全員協議会を開催し、その後、議会運営委員会を開催する予定となっております。
〃	また、後ほど「日程第３６」において、皆さんにお諮りをし、予算特別委員会を設置する予定ですが、６日からは、予算特別委員会に付託される予算の審査を行い７日まで開催予定としております。

議　長	８日は午前９時３０分より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問終了後引き続き、議会運営委員会を開催します。
々	最終日の９日は、午前９時３０分より本会議を開き、委員長報告並びに討論、そして採決を予定しております。
々	以上、この予定表（案）のとおり「決定」することに、ご異議はありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。
々	よって、本定例会の会期は、本日３日から９日までの、７日間とすることに「決定」しました。
々	なお、一般質問の通告期限は、本日、午後１時までとしておりますので申し上げておきます。
々	お諮りします。 本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第６３条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっております。 これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。
々	よって、そのように「決定」しました。
々	続きまして、日程第３「諸般の報告」を行ないます。 議長としての報告事項は、お手元に配付しております「議長報告・議員派遣の件」のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。
々	以上で「諸般の報告」を終わります。
々	日程第４「町長施政方針」を行ないます。番外三宅町長。
番外 三宅町長	皆さん、おはようございます。平成２９年第１回川本町議会定例会を招集致しましたところ、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。 今年は非常に穏やかな、そして暖かな幕開けとなりまして暖冬と言われ続

番外
三宅町長

けながら寒い日、暖かい日がありましたが、本日３月３日、三寒四温という言葉がまさにぴったりの今日この頃でございます。

々

定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、２９年度の町政運営に臨む私の基本的な考え方を申し上げ、議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

々

最近の政治経済はトランプ大統領の登場で不透明感が一層増しております。米国がＴＰＰから永久離脱を表明し、今後日本との二国間貿易交渉が始まる可能性が取り沙汰されております。日米ＦＴＡになれば焦点の自動車市場から切り込みがはじまり、農業分野等でもＴＰＰを上回る市場開放を求めてくる可能性がございます。

日本の経済は、株高、円安ということで、大企業の決算状況を見ますと、非常に大きな利益を生んでいるわけでありますが、地方には、まだそうした経済効果が及んでいない状況下であり、今後の動向を注視してまいります。

地方創生は３年目に入り第５次総合計画も６年目になりました。最優先に取り組んでいます人口対策では、平成２７年に続き２８年も川本町は、山陰両県で社会増となった８市町村の一つに入りました。

参議院選挙区の合区や三江線の廃止など、人口減少故の厳しい現実を目(ま)の当たりにさせられ、まさに「人口は力なり」と感じるところでございまして、これから出会い、結婚、出産、子育て、仕事、住まいの６つの分野を有機的に結びつけ継続して総合的に町の魅力アップを図ってまいります。

先月、総務省事務次官と面談する機会がありました。国は地方創生を第三者的に地方の知恵比べというだけではなく、地方都市と限界集落を抱える中山間地の小さな町が同じ土俵にたって取り組んで、真の過疎地に対する国の知恵や支援とハードルの高い地方創生推進交付金の見直しを要望したところであります。

企業誘致につきましては、株式会社三協の平成３０年４月からの円滑な操業開始に向け、本町では、県や関係機関の協力を得ながら、人材確保の支援をはじめ、工場設置用地の造成工事、工場へ進入する新たな道路の整備などを進めております。

また、現在、企業から県に対し事業計画書を提出しており、県の審査を経た後、企業、県、町の三者による調印を交わす予定としております。半世紀ぶりの企業進出は、本町の大きな起爆剤になるものと期待しております。

ＪＲ三江線につきましては、昨年秋にＪＲ西日本から廃止表明がされ、現在の法律の下では、この決定を受け入れざるを得なく、地元自治体としては、断腸の思いでこの表明を受けたところでございます。

番外
三宅町長

三江線廃止後の新たな公共交通については、島根・広島両県の協力を得ながら法定協議会を設置し、今秋までに運行主体の調整やルートの決定など、来年４月の運行を目指し、地域公共交通の整備計画の策定を急ぐ予定としております。

なお、これらの計画策定にあたっては、単に代替交通整備のための計画に留まらず、今後の沿線地域の振興につながるよう協議を進めていくこととしております。

本年度も様々な形で全国へ発信を強めてまいりますが、ＰＲ等の方法も工夫していかなければならないと考えております。

例えば、定住促進でも、「環境が良いですよ」、「土地がありますよ」、「住宅がありますよ」、だけではなくやはりそこには本町での生活を提案する必要があります。「川本町に住んで子どもが生まれるとこうですよ」、「学校へ行くとこうですよ」という、「だからこそ、川本。」の提案というものをしていかなければなりませんし、また観光にはその背景の歴史、ストーリー性というものを大切にして取り組んでいきたいと考えております。

２月には、健康、介護に関する研修会が開催されました。１８日には「邑智郡の医療を考えるシンポジウム」、２６日にはさわやか福祉財団の清水肇子（しみずけいこ）理事長を招き、「助け合いの地域づくり講演会」が行われました。

この２つの研修会では、団塊の世代が後期高齢者になる、２０２５年を迎えようとしている中、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援を統合した、地域包括ケアシステムを基盤とする自助、互助、共助、公助を一体とした地域づくりの必要性を話し合ったところでございます。

４月から始まる介護予防、日常生活支援総合事業につきましては、小さな町の強みを発揮し生活支援コーディネーターを公民館単位に設置して、お互い様という気持ちを持って元気なお年寄りが、支援を必要とするお年寄りの人格・個性を認め合い、共に生きる共生社会を実現したいと考えております。

職員の人材育成につきましては、「川本町人材育成基本方針」に基づき、計画的に職員研修、人事管理、職場管理に取り組んでおります。

複雑多様化する行政課題に的確に対応できるよう、職員の意識改革と、資質・能力及び勤務意欲の向上を図るための研修や、日常業務を通じた職員教育が積極的に実施されるよう管理職を対象とした「人を育てる仕事の進め方」研修、並びに人事評価に伴う「人事考課訓練」も実施してまいります。

平成２９年度一般会計の当初予算につきましては、２７年度に策定した川本町総合戦略に掲げる目標を達成するため、人口減少対策に重点的に取り組むこととし、中でも大きな雇用を生み出すことが想定される、企業誘致を最優先の取り組みとして編成を行ったところでございます。

２９年度の一般会計当初予算額は、４０億４，１６９万１千円となり、

番外
三宅町長

前年度と比較すると、３億２，２４７万円、８．７％の増となっております。

主な増額の要因は、企業誘致推進事業の実施であり、工場用地造成２期工事や新設道路の整備、並びに企業に対する助成金など、約３億１千万円を計上しております。

国民健康保険事業、後期高齢者医療、住宅新築資金等貸付事業、簡易水道事業及び農業集落排水処理事業の特別会計の総額は、１１億６，０４１万９千円で、対前年度比２億１，９７９万３千円、１５．９％の減となっております。

この要因は、簡易水道事業における建設改良費等の減額によるものであります。

々

それでは、第５次総合計画に基づき、主要な施策につきまして、順次ご説明申し上げます。

々

まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、エゴマの生産拡大と６次産業化について申し上げます。

平成２８年度のエゴマの生産につきましては、作付面積１９．１ヘクタール、生産農家・団体は６３件、出荷量は企業分を除きまして４．７トン、１０アール当たりの収量は３７．８９キログラムで、需要に追いつかない状況が続いております。

反収アップが課題でありますが、本年度は転作田（てんさくでん）での排水対策実証圃の設置や川本町エゴマ振興協議会の生産部会の研修を通じて、生産者の技術向上を図ってまいります。

また、作業の省力化を図るため、除草対策の実証圃も設置し、作業量の検証を行ってまいります。

エゴマの質を高めるため生産基準を明確にし、ブランド化を図るとともに、農業振興にとどまらず、農業後継者の移住・定住へとつなげ、生産量日本一を目指してまいります。

６次産業化につきましては、エゴマを中心に支援を進めているところでございます。特に、３月にエゴマ鴨処理加工施設が完成することから、今後は、付加価値を高め川本名産となる贈答品の開発にも力を入れてまいります。

また、三原地区では、三原の郷づくりプロジェクトの動きの中から有機栽培などの米を使ったどぶろくの製造販売に向け、住民有志の会が準備を進めております。町では、３月中に国の構造改革特別区域の認定を受ける予定であり、就農者の確保や交流人口の拡大等に向け新たな特産につなが

番外 三宅町長	るよう支援してまいります。
々	次に、米の生産振興について申し上げます。 平成３０年産米から生産調整の見直しが行われますが、島根県においては、３０年以降も従前と同じように市町村別の生産数量を示し、町農業再生協議会を中心にＪＡなど関係機関と連携し対応してまいります。 また、米の地域間競争も生じてくることが予測される中、県では２８年度と同様、収穫前の事前契約取引など、需要と結びついた「結びつき米」を拡大する仕組みを、ＪＡや市町村と共に推進してまいります。 ２７年度に創設しました町産米消費拡大緊急支援事業につきましては、町内産米の地産地消を推進し、認定農業者等への支援と位置づけ、継続してまいります。
々	次に、新規担い手の確保と支援について申し上げます。 現在、エゴマ栽培及びエゴマ鴨の飼育に取り組んでいる認定就農者２名につきましては、県や認定農業者等と連携を図り、自立に向けた支援を行ってまいります。 また、今年４月からは、地域おこし協力隊及びふるさと島根定住財団の制度を活用し、２名が研修生としてエゴマの生産に取り組む予定となっております。 本年度から、耕作放棄地の増加を防ぎ、農地集積等を進め、集落営農組織や認定農業者等担い手の農業経営を支援するため、農業機械導入等の助成制度を新設します。多角的経営支援では、ハウス施設の新規設置に対する助成も継続します。
々	次に、農業基盤整備について申し上げます。 本年度を最終年度とする、国の農業基盤整備促進事業を活用して、三原地区の農業基盤の整備を実施いたします。また、今後は、新たに国の農地耕作条件改善事業を活用し、老朽化した暗渠排水の更新、区画整理等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化を図ってまいります。
々	次に、耕作放棄地対策について申し上げます。 農業委員と農地利用最適化推進委員が役割を分担し、昨年の農地パトロール結果を踏まえ、非農地判断を進めていく一方、耕作可能な農地について中間管理機構など関係機関と連携を図り、農地の利用権設定等を進めてまいります。
々	次に、畜産振興について申し上げます。 近年、子牛の市場価格は高水準を維持しながら推移しておりますが、飼

番外
三宅町長

料価格も高止まりであり、依然、畜産経営は厳しい状況が続いております。本年度も引き続き、繁殖雌牛の更新助成や予防注射の補助等、関係団体への支援を継続し、畜産経営の安定、強化を進めてまいります。

また、現在、大田市に建設中のキャトルステーション等を活用して、飼育頭数の増頭に向け、関係機関と連携して畜産農家を支援してまいります。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

鳥獣による被害防止施策を総合的に進めていくため、新たにクマの緊急時の対応方針やヒヨ鳥によるエゴマ被害の防止策を追加した「川本町鳥獣被害防止計画」を策定します。

防護・追い払いについては、電気柵等の設置助成をはじめ、集落ぐるみによる効果的な取り組みを進める一方、駆除対策につきましては、引き続き、町猟友会などの協力を得ながら進めてまいります。

々

次に、林業振興について申し上げます。

森林施業の集約化や路網整備等により、搬出間伐の生産は向上しつつある一方、主伐による原木生産量の増加が求められています。利用適期を迎えた森林の主伐を促進し、原木の供給力を高めるとともに、循環型林業の確立を進めてまいります。

また、木質バイオマスエネルギーの長期的な安定供給に向け、林地残材搬出事業を進めるためのチェーンソーワーク研修を継続し、森林資源の有効な利活用を進めてまいります。

々

次に、商工業振興について申し上げます。

２８年度は、町商工会が空店舗の情報サイトを開設しました。小売店等持続化支援事業や雇用創出を目的とした企業立地支援貸付事業を継続し、店舗継承や起業に向けた支援を進めてまいります。

中小企業・小規模企業振興基本条例の動きにつきましては、引き続き商工会等と連携して検討をしてまいります。

々

次に、観光振興について申し上げます。

ＪＲ三江線の全線廃止決定後、全国から廃止を惜しむ鉄道愛好家や観光客への対応のため、駅前の空店舗で無料休憩所として「三江線おもてなしサロン」を開設しております。観光協会スタッフや会員、町民有志、町職員を中心に、観光案内や特産品のＰＲ、販売などを行っており、心づくしのおもてなしは好評をいただいているところであります。また、正月三が日の乗車は２６０人に達し、毎日、飲食店の方も駆けつけ、ホームで観光客を見送る光景は、町を挙げた取り組みへの気運づくりにつながっているところであります。

番外
三宅町長

三江線利用者への対応が、商店街の賑わいづくりにつながるよう促していく一方、廃線後の鉄道遺産を生かした誘客の可能性も探っていくことが必要だと考えております。

開花が始まった希少植物「イズモコバイモ」や「ユキワリイチゲ」など、点在する豊富な自然、歴史文化、郷土芸能などを観光資源として生かしていくためにも、引き続き、観光協会や商工会、地元の方々等と連携して取り組んでまいります。

々

つづいて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、公営住宅の整備について申し上げます。

現行の「川本町公営住宅等長寿命化計画」は、策定から５年が経過することや、「川本町総合戦略」を踏まえ、本年度から３３年度までの計画として見直しを行いました。

Ｉターンや U ターン、若者から高齢者まで住みやすい公営住宅の環境整備や、初期建設費から改修・更新費など建物にかかる生涯費用の縮減に努めてまいります。

々

次に住宅整備について申し上げます。

総合戦略の重要な柱である、住環境の整備につきましては、戦略の中心に据え重点的に取り組んでおります。

特に住まいづくり応援事業として取り組んでいる各事業については、民間住宅の整備や個人住宅の建設などが進み、成果が出ているところであります。

今年度は、既存建物の解体費用の支援や、改修などに伴う家財の処分などを補助対象に加えるなど制度を充実させ、定住を支える住環境の整備を推進していくこととしております。

また、今年度整備を予定しております定住促進住宅につきましては、地域の方々の協力を得ながら建設地の整備等を進めていくこととしております。

々

次に、道路整備について申し上げます。

はじめに、町道事業について申し上げます。

株式会社三協の企業進出に併せ、県道温泉津川本線から工場立地予定地までの新設道路工事を本年度中に発注し、３１年度末には完了するよう事業を進めてまいります。

次に、法的に義務づけがなされ２７年度から調査を始めております町道橋梁点検については、本年度で全橋の診断が終わり、１橋（いっきょう）を修繕すること

番外
三宅町長

としております。

なお、これらの町道事業につきましては、社会資本整備総合交付金により実施することとしております。

〃

次に、県事業について申し上げます。

主要地方道川本波多線、多田から美郷町港工区の道路改良事業については、用地買収を行い、トンネル工事が行われる予定となっております。

また、川本大橋川本側の歩道整備事業については、用地調査及び用地買収が実施される予定となっております。

主要地方道大田桜江線改良事業は、田窪地内において用地買収を行い、改良工事が実施される予定となっております。

一般県道川本大家線改良事業は、谷戸工区三俣側バイパス区間の橋梁上部工事及び道路改良工事が施工され、また、全面通行止となっている区間の迂回路設置工事も併せて行われる予定となっております。災害防除事業については、主要地方道仁摩邑南線、細平地内及び一般県道川本大家線、三俣地内で落石対策工事、主要地方道川本波多線、川本大橋三島側において測量設計が実施される予定となっております。

〃

次に、農道事業について申し上げます。

大邑３工区農道については、舗装の修繕工事、三俣大橋及び三俣１号橋（いちごうきょう）の橋梁耐震化工事が継続して実施される予定であります。

〃

次に、簡易水道について申し上げます。

国の簡易水道再編推進事業により施設整備を進めておりますが、本年度には因原地区の配水池増設工事、また、飲料水の塩素消毒では除去できない殺菌を行うため、因原水源地に紫外線殺菌装置を導入し、安全で安定した水道水の供給を目指してまいります。

〃

次に、生活排水処理対策について申し上げます。

生活排水による公共水域の汚濁を防止し、公衆衛生の向上を目指すため、集落排水整備地区を除く町内全域を対象として、引き続き合併浄化槽設置事業を本年度も継続して実施いたします。

〃

つづいて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する施策についてであります。

〃

はじめに、交通対策について申し上げます。

川本町の公共交通については、スクールバスやまげなタクシーなどを組み合わせた形で運行しているところであります。

番外
三宅町長

　ＪＲ三江線の廃止後の新交通システムと連携を図りながら、町全体の公共交通体系を再点検し、次世代につながる交通計画を策定いたします。

々

　次に、地域情報について申し上げます。
　町内全域に整備した光ファイバー網を活用し、有線テレビなどにより情報発信に努めているところでありますが、携帯電話の不感対策など、情報格差の是正につきましても、引き続き取り組んでまいります。

々

　次に、防災について申し上げます。
　昨年は、全国各地で地震や台風による自然災害が相次ぎ、大規模な被害がもたらされました。引き続き、防災意識を高め、総合的な防災対策の強化を図ってまいります。
　特に、「自主防災組織」の活動強化と地域防災を担う人材育成を図りながら、災害図上訓練を取り入れ防災意識の高揚を図ってまいります。
　そのひとつとして、防災士養成のための助成事業を当初予算に計上し、自主防災組織を支援してまいります。

々

　次に、消防について申し上げます。
　地域防災の中核となる消防団については、団員の加入促進や装備・教育訓練などの充実強化を図り、消防・防災体制の確立に努めてまいります。
　２月１日現在の消防団員は１７７名で、定員１８０名に対して充足率９８％でありますが、分団によっては、年齢構成が高くなっているところもあり、今後、分団及び班の再編成について検討する必要があると考えております。

々

　次に、治水対策について申し上げます。
　国が策定した「江の川水系河川整備計画」により、久料谷（くりょうだに）地区の水防災（みずぼうさい）事業、谷戸・谷・日向地区の治水対策が早期に事業実施されるよう、国・県に対し強く要望を続けるとともに関係機関との協議を重ねてまいります。
　また、因原・尾原地区の内水排除対策につきましても早期事業化を、引き続き強く要望してまいります。

々

　次に、砂防・治山・地すべり対策について申し上げます。
　はじめに、県営砂防事業について申し上げます。
　半部地内の高下谷（こうげだに）川については、管理用道路工事及び本堤工事が実施され平成３０年度には完成する予定であります。

々

　次に、県営治山事業について申し上げます。
　日向地区においては山腹（さんぷく）測量調査が実施される予定であります。

番外 三宅町長　次に、県営地すべり対策事業について申し上げます。

川本第２期地区として事業が実施されていますが、本年度は南佐木地区の排土工事、田窪地区の排水路工事、地すべり防止施設の長寿命化を図るための補修工事が実施される予定であります。

々　次に、交通安全対策について申し上げます。

川本警察署や町交通安全協会など関係機関の協力を得ながら、交通死亡事故ゼロを目指した取り組みを行ってまいります。

々　次に、防犯対策について申し上げます。

川本警察署や地域安全推進員をはじめ、防犯ボランティアの方々と連携を図り、カーロック運動や防犯パトロールを行い、地域の防犯活動の取り組みを強化するとともに、振込詐欺などの特殊詐欺被害の防止にも努めてまいります。

々　次に、環境衛生について申し上げます。

本町のごみの収集量は、ここ数年減少傾向にあります。引き続き、ごみの減量と分別の徹底を呼びかけ、処理コストの削減と資源活用による循環型社会の構築を図り、地球温暖化対策を更に推進してまいります。

々　つづいて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々　はじめに、介護保険・介護予防について申し上げます。

介護保険制度の改正に伴い４月から始まる、介護予防・日常生活支援総合事業では、ホームヘルパーが訪問して身体介護や生活援助を行う訪問介護と、デイサービスに通い入浴や食事といった日常生活上の支援を受ける通所介護については、現行のサービスを継続し、新たに保健師、理学療法士等専門職が訪問し、運動、栄養機能の改善に向けた支援を行う事業を開始します。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域のサロン活動など地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを支援してまいります。

本年度は、３０年度から３年間の第７期介護保険事業計画を日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の分析を行い、邑智郡総合事務組合と策定いたします。

々　次に、認知症対策について申し上げます。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早い段階で支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を本年度から設置します。認知症サポート医、

番外
三宅町長　医療系職員、介護系職員の３名体制で、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築します。

々　次に、子育て支援について申し上げます。
　本年度は、平成３０年度から病後児保育事業の実施に向けて、施設整備を行います。
　働きながら安心して子育てができる環境を整備し、子育て環境の充実を図ってまいります。

々　次に、障がい者福祉について申し上げます。
　本年度は３０年度から３２年度までの３年間の「第５期障害福祉計画」の策定の年にあたります。現在の計画の検証やサービス毎のニーズ等を把握し、障がい児の支援や障がい者の就労支援など、サービスの向上に向けた計画となるよう、作業を進めてまいります。

々　次に、国民健康保険について申し上げます。
　本町の国民健康保険事業は、依然として医療費の高い状況が続いており、医療費の抑制に向けて特定健診の受診率を上げるとともに、予防から早期発見、早期治療につなげ、医療費適正化に努めてまいります。
　また、３０年度からの広域化に向けて県では運営方針の策定や、各市町村の標準保険料率の算定等の作業が進められておりますが、国保連合会などと連携して広域化に向けた準備を進めてまいります。

々　次に、地域福祉について申し上げます。
　２７年度から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する生活困窮者自立支援事業については、町に相談窓口を置いておりましたが、４月から社会福祉協議会へ委託して実施いたします。相談窓口が社会福祉協議会へ移ることにより、既存の事業と併せて、地域の福祉活動の拠点としての役割が強化されることとなります。

々　次に、特定健診・がん健診・健康づくりについて申し上げます。
　住民の健康づくりに向けて、引き続き医療機関と連携しながら、まげなネットを活用した意識啓発を行ってまいります。本年度は新たに病気にならないための一次予防に重点を置いて、働き盛りの方を対象とした、筋力トレーニング教室を実施します。また、特定健診と胸部ＣＴ健診を同時に開催し、健診を受けやすい環境づくりに努めます。
　食事の面からの健康づくり対策として、エゴマを使ったレシピの紹介や歯科検診の受診勧奨などを進めてまいります。

番外三宅町長　つづいて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する施策についてであります。

々　はじめに、高校支援について申し上げます。
　島根中央高校の支援につきましては、まち親制度をはじめ、多くの方々の協力により、地域を挙げた取り組みを行っております。
　引き続き高校支援員を配置し高校と協力して、魅力化事業をより一層推進するとともに、生徒募集活動なども積極的に行い、より多くの生徒が島根中央高校を目指してくれるよう取り組んでまいります。

々　次に、集落対策について申し上げます。
　三原地区で取り組んでまいりました集落活性化の取組も３年が過ぎ、今年度からは自立的に活動を行われる、新たな段階に入ってまいりました。
　引き続き、地域の方々の活動を支援するとともに、三原地区での取り組みを他地域にも広げていきたいと考えております。

々　次に、移住・定住対策について申し上げます。
　総合戦略の核となる、移住・定住の推進については、かわもと暮らし情報センターを中心に、関係機関と連携して推進しているところであります。
　今年度も、各種イベントへの参加や体験ツアーの実施はもとより、「学び」をテーマとした事業などにも積極的に取り組んでいくこととしております。
　また、高校や大学卒業後の定住やＵターンを促進するため、新たな支援制度を本年度創設することとしており、卒業予定者など関係者へ周知してまいります。

々　次に、ふるさと納税について申し上げます。
　平成２８年度の寄附状況は、１月末現在、１８１件、８７１万円となっており、出生など記念品贈呈事業や学校教育など多くの事業に活用しております。
　また、現在、返礼品の数は約２０品目あり、エゴマ油やツガニ、お米などが人気となっておりますが、寄附者のニーズを的確に把握し、新たな返礼品の開拓につなげていくよう、一部業務を民間委託していきたいと考えております。

々　次に、窓口おもてなしについて申し上げます。
　来庁されたお客様に、窓口での明るいあいさつ、丁寧な対応を行い、「川本町に来てよかった、住んでよかった。」と思っていただけるよう、「窓口おもてなし事業」を展開しております。
　２月末現在で「婚姻届」４件、「出生届」１６件、「転入」された方が、

番外 三宅町長	８５名でございました。 　これからも、より一層「おもてなし」の気持ちを持ち、窓口対応に努めてまいります。
々	次に、公聴・広報について申し上げます。 　町民の皆様との意見交換会を始め、様々な機会をとらえて、公聴に取り組んでおりますが、より幅広く多くの皆様の声をいただけるよう、ホームページなどの活用も積極的に進めてまいります。 　また、広報については、広報誌の充実を図るとともに、行政情報をはじめ多様な情報を、様々な手法により発信していきたいと考えております。
々	つづいて、「健全な財政運営」に関する施策についてであります。
々	はじめに、財政基盤の確立について申しあげます。 　本町が、「自立の町」として安定した行政運営をしていくためには、財政基盤の強化が重要な課題であります。 　平成２７年度決算においては、財政の健全化判断比率とされる将来負担比率及び実質公債費比率や財政の硬直化を示す経常収支比率は改善していますが、本年度以降、企業誘致に係る道路新設事業や新可燃ごみ共同処理施設整備事業等に大きな費用負担が必要となってまいります。 　限られた財源の中で、第５次総合計画に基づく事業を着実に実施し、地方創生における総合戦略の目標を達成するために、有利な補助金や地方債を活用し、今後も気を緩めることなく、さらに財政健全化に向け邁進してまいります。
々	次に、町税等の収納率向上について申し上げます。 　町税等の滞納者には、「行政サービスの制限措置等に関する条例」をはじめ、督促状の発送や電話催告、職員による訪問などを行い、納税を促しております。 　また、島根県と連携して相互併任制度を活用し、徴収技能の充実を図り、前年度の徴収率を上回るよう努めているところであります。
々	以上、平成２９年度における町政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げました。 　町民の皆様と議会の皆様と力を合わせて、「つながりとぬくもりの中で豊かに暮らせる町」を築いていくため、全力をあげて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。 　今定例会に提案しました案件は、条例案件１７件、予算案件１０件、その他案件３件であります。

番外 三宅町長	後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。
議　長	以上で、「町長施政方針」を終わります。
々	次に、日程第５「教育長教育行政執行方針」を行います。 番外谷川教育長。
番外 谷川教育長	平成２９年第１回川本町議会定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政に関する主要な方針について申し上げます。町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。 現在、社会はグローバル化や高度情報化が加速度的に進展する一方で、今後、急激な人口減少と少子高齢化社会を迎えることから、地方創生を成し遂げるため、多くの課題に一体的に取り組むとともに、地域が連携した社会を創り出していくことが求められています。 このような変化が激しく、先の見通せない社会において、本町を持続的に発展させていくためには、自らが川本町の将来を創り出していくという主体性を持ったひとづくり、郷土の歴史や文化を誇りに思い、生涯にわたり生きがいを持って活躍できる学びづくりが重要です。 川本町教育委員会は、第５次川本町総合計画や川本町教育振興基本計画、川本町総合戦略などに基づいた各種教育施策に取り組むとともに、多様に変化していく教育環境や諸課題に対応すべく、町長が主宰する総合教育会議において十分協議を行うなど、町と教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関・団体などとの連携を強化して教育行政を推進してまいります。 このような考えのもと教育行政執行方針を各項目に分けて、ご説明いたします。
々	はじめに学校教育について申し上げます。 学校教育では、「川本町教育振興基本計画」を踏まえ、児童生徒に確かな学力、豊かな人間性、健やかな体といった知、徳、体のバランスのとれた、いわゆる「生きる力」の育成に一層努めてまいります。 まず、学力の育成につきましては、主体的・協働的に学ぶ学習であるアクティブ・ラーニングの視点を持った授業の推進を継続します。加えて学習支援員等を配置し、きめ細かい指導で学力の定着を図ります。 また、グローバル人材の育成に向け、外国語指導助手などの効果的な活用の取り組みと、小中連携した英語の授業などの取り組みを支援します。 さらに、子どもたちが個性や能力を発揮し、自らの夢の実現に向けて意欲的に生きていくため、地域と連携したさまざまな体験学習を通して、「社会を生き抜く力」と「郷土愛」を育んでいきたいと考えております。道徳心、

番外
谷川教育長

向上心などを育むための事業の推進につきましては、スポーツ選手を招聘した、夢を持ち、それに向かって努力することや、チーム全体で協力することの大切さを育むための事業を行います。体力・運動能力向上につきましては、日常的な運動習慣の定着のため、放課後を活用した体力向上事業を学校と連携して行います。複雑多様化する子どもの状況や経済的に困難な児童・生徒の支援につきましては、特別支援の必要な児童・生徒個々の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援として、生活支援員及び学力向上支援員の配置、適正就学のための相談・指導の充実を図ります。

　また、学用品費、学校給食費など就学に必要な経費の援助につきましては、保護費支給の早期化など支援の充実を図ります。

そのほか、学校における不登校児童・生徒の早期の実態把握やその対応など、関係機関と連携した支援への取組を行ってまいります。

　学校給食につきましては、安全・安心で美味しい給食の提供に努めるとともに、地場産品の利用率向上に向けて、給食センター運営業務委託業者や生産者団体との協議を行うことにより、利用率向上と食育の充実に努めてまいります。児童・生徒の安全確保対策につきましては、学校、ＰＴＡ及び関係機関等と連携した「川本町通学路安全推進会議」による通学路の点検活動を継続してまいります。

　小・中学校の連携につきましては、児童の状況や抱える問題など、効果的な引継ぎを推進します。また、それぞれの学校が共通の目的と一貫した視点のもと、連携が深まるような取り組みを持つことにより一貫教育につなげていき、充実した学校運営の支援をしてまいります。

　教育環境の魅力化につきましては、２年目となります塾経費などを助成する「自らの学び応援事業」や「イングリッシュキャンプ」などの継続と、平成２９年度は新たに英語検定の受検を支援します。そのことにより、意欲ある子どもの学ぶ機会の充実と、個々の学力向上を支援するとともに、家庭学習の充実につなげてまいります。また、平成２８年度から実施しております保育所から高校までの関係者で構成する「川本町教育魅力化推進委員会」での議論を踏まえ、川本の学び魅力化構想を策定し、川本での多様な学びと経験に挑戦できる環境と、地域で活動する機会の充実に取り組んでいきます。

そのほか、地域と学校がパートナーとして、共に子どもたちを育て、これからの地域を創るという理念に立ち、「連携･協働」に向かう体制をつくります。これは、学校が地域の持っている人的・物的素材を活用し、また、学校が地域に貢献するなど､学校を核とした地域づくりを行おうとするものです。

々

　次に社会教育について申し上げます。

　社会教育につきましては、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らせる社会を築くため、地域のつながりや、自然、伝統文化など、様々な地域力を活用しながら生涯にわたる多様で自主的な学習活動を推進してまいります。

番外
谷川教育長

まず、公民館活動について申し上げます。平成２８年度から実施しております川本北公民館のサロン事業など、地域づくり団体と協働した活動をいっそう推進してまいります。

そのため、公民館事業の参加促進と学習内容の工夫・改善、学習活動の活性化を推進し、地域独自の事業など多様な学習機会や情報の提供を行い、地域住民の活動を支援します。また、体験活動など心身ともに健全な発達が図られる取り組みとして、親子活動や公民館合宿など、子供から大人までが学ぶ環境づくりを推進します。それにより多世代がともに活動し、地域課題の解決や町づくりに向かう人づくりに努めてまいります。

読書推進事業につきましては、町民の多様な学習要望に応えるため、かわもと図書館の基本図書の充実や、読書ボランティアへの読み聞かせ研修会などによる支援や活動の場を提供します。また、移動図書館や図書館まつりなど、地域での読書機会の拡充や読書普及啓発活動に努めてまいります。

子どもの読書活動の支援と充実につきましては、季節の読書会や図書館体験事業を行います。また、学校図書館に司書を引き続き配置し、すべての児童生徒がいつでも自主的に読書活動ができる環境づくりを目指してまいります。

子どもの健全育成につきましては、青少年団体やボランティア団体と連携し、青少年の非行防止に努め、心身ともに健やかに成長するよう青少年教育の充実に努めます。また、学社融合等の取り組みを通じて、思いやりや自他ともに大切にする気持ち、ふるさとを愛する気持ちを育みます。

そのため、子どもを取り巻く環境の改善と、子どもが社会に関わる体験・交流活動、社会参加活動等の充実を図り、地域資源を活用したふるさと教育を推進します。

人権同和教育につきましては、人権意識の高揚を図る啓発活動の推進と、地域・学校が連携した人権同和教育を推進します。子ども・女性・高齢者・障がい者・同和問題などの差別、偏見の解消に向け、公民館等の活動において様々な研修機会を提供します。毎年１２月に実施しております「川本町人権を考えるつどい」では、小・中・高で学習した人権に関する発表の場を継続して設け、学校と連携した人権同和教育の推進を図ります。また、町職員としての人権意識の高揚を図るため、町長部局と連携した研修の実施など、職員の人権意識の啓発を推進します。

々

次に文化振興について申し上げます。

悠邑ふるさと会館につきましては、文化芸術をとおした地域活性化の拠点として、その重要な役割を果たしてきました。引き続き音楽芸能団体と連携し、会館の自主事業などと併せ、町民へ芸術文化に触れる機会の提供を行ってまいります。また、自主的な芸術文化活動の支援や、会館利用の技術支援などを行うと共に、優秀団体の招致などによる「緑にこだます音楽の里」としての魅力化を推進します。また、悠邑ふるさと会館は音楽の町としての貴

番外
谷川教育長

重な財産ですが、開館後２０年が経過し、機能的にも老朽化が目立ってきております。平成２６年度から施設の大規模改修を実施しており、平成２９年度は音響設備とホール内の監視システムの改修を行い、会館の機能を活用した適切な管理運営に役立てます。

文化財の保護につきましては、町民のだれもが郷土の歴史や文化を誇りに思える町づくりを推進します。町内にある文化財を活用した講演会の実施や、公民館活動の場や学校教育の場でのふるさと学としての活用を支援してまいります。

県史跡に指定された「丸山城跡」につきましては、引き続き史跡の調査を行うとともに、曲輪や登城路の草刈や除伐など、史跡の適切な管理を行います。また案内看板設置や周知の方法など、有効的な活用を図ります。

そのほか、町内の小笠原氏関連の史跡の活用方法の調査や史料集の調査を行ってまいります。町の誇りであり大切な財産である文化財や伝統文化の保存と継承を図りながら広く情報発信にも努めてまいります。

々

次にスポーツの振興について申し上げます。

町民の健康づくりと交流機会の拡充を図るとともに、健康で心豊かな生活や青少年健全育成ために、スポーツを活用することは有益なことであります。そのため、体育施設の維持管理と、「かわもとスポーツクラブ」など関係団体と連携した、子どもから高齢者までのスポーツ活動を推進します。

自治会のバレーボール大会や、野球大会、町一周駅伝などを継続して実施し、選手や地域が一体となったスポーツを中心とした地域づくりを推進してまいります。特に、子どもたちのスポーツ離れを防止し、スポーツの習慣化と体力向上を図るために、小学校の放課後を利用した運動指導や、小学校と連携したタグラグビーの指導をとおしてチームワークや団体行動の意識向上などに取り組みます。併せて、幼少期からの運動好きな子どもを育てるため、保育所と連携し運動指導を継続して行います。中高年に対するスポーツ推進としましては、ニュースポーツや軽スポーツなど誰でもがスポーツに親しめる環境づくりを、地域や福祉事業などと連携して取り組んでまいります。

々

以上、平成２９年度の教育行政方針について申し上げました。

川本町の教育・芸術文化・体育の振興並びに生涯学習社会の実現のため、学校、家庭、地域、行政が連携協力し、地域に根差した教育を進めることが大切であります。このことから、「川本町教育振興基本計画」に定めた方針のもと、より一層町民の皆様の声を反映した教育行政の推進に努めてまいりますので、町民の皆さん並びに町議会議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針の説明とさせていただきます。

議　長

以上で、「教育長教育行政執行方針」を終わります。

議　長　　ここで、暫時休憩をします。
横の時計で、５０分まで休憩を致します。　　　　　　（午前１０時３５分）

々　　会議を再開します。　　　　　　　　　　　　　　（午前１０時４９分）

々　　お諮りします。
この際、日程第６「議案第５号、川本町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第３５「議案第３４号、辺地に係る総合整備計画の変更について」までを、一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、そのように「決定」しました。

々　　執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略します。
それでは、執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々　　始めに「日程第６、議案第５号」から、「日程第１４、議案第１３号」について説明を求めます。
番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長　　それでは、「議案第５号」について、ご説明を申し上げます。
本議案は「川本町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」であります。説明資料を付けておりますので、３ページをご覧下さい。
川本町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。提案理由でございますが、個人情報保護法等改正法による番号法の改正に伴い、個人情報保護条例に所要の改正を行う必要がありましたので、改正を行うものであります。
改正の概要でございますが、番号法の改正により情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の利用範囲が拡大されます。その具体な内容が下にあります①（まるいち）から③（まるさん）に記載されております。この内容が番号法の改正になりました第２６条の関係のものでございます。
次に２ページの方をご覧いただけますでしょうか。新旧対照表でございます。この本条例の第２条第１項第３号に情報提供等記録とありますが、これは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携による情報提供等、所謂、情報のやり取り等につきまして、記録を残しておくことが規定をされております。今回、本条例第２条第３号に、これらの規定を番号法第２６条において準用する場合も含むを追加を致しますが、これは番号法第２６条で拡充される利用範囲についても同様に情報提供等記録について規定をするもの

番外森川総務財政課長　であります。

　また、本条例第３２条の２第１項第１号で、番号法の第２８条を引用しておりますが、番号法第２６条が追加になった事から１条繰り上がり、第２８条を第２９条に改めるものであります。

　なお、施行期日は、平成２９年５月２０日から施行するものであります。

　以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

たいへん失礼致しました。５月３０日から施行するものでございまず。たいへん申し訳ございません。

　以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

々　　続きまして、「議案第６号」について、ご説明申し上げます。

　本議案は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。

　説明資料を付けておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

７ページをご覧下さい。

　提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

　改正の概要でございますが、改正文の第１条関係では、３点ございます。

　①として、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大を行います。改定前の実子及び養子に加え、特別養子縁組の監護期間中の子。養子縁組を希望する里親に委託されている子。養子里親に委託されている児童を追加します。

　②と致しまして、育児休業している職員の当該育児休業の承認が取り消された後に、再度、取得が出来る場合の特別な事情に、特別養子縁組が成立しなかった場合等を追加するものでございます。

　③としまして、部分休業の承認について、介護時間を減じる規定を追加するものであります。

　次に、改正文の第２条関係でございますが、６ページの新旧対照表をご覧下さい。先ほど改正文の第１条関係でご説明しました育児休業の対象となる子の範囲に規定された条文でございますが、改正した第２条の２について改正する更に改正する多段改正としております。児童福祉法の改正により養子縁組里親が法定化をされましたので、改正後の児童福祉法に合わせまして養子縁組里親に改めるものであります。

　なお、施行期日は、公布の日から施行し、平成２９年１月１日から適用するものであります。ただし、第２条の規定につきましては、平成２９年４月１日から施行するものでございます。

　以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

番外森川総務財政課長　続きまして、「議案第７号」について、ご説明申し上げます。

　本議案は「職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

番外森川総務財政課長　いて」であります。

こちらにつきましても説明資料を付けておりますので、そちらでご説明を致しますので６ページをお開き下さい。

提案理由でございますが、人事院勧告及び一般職の職員の勤務時間、休暇に関する法律、児童福祉法の改正を踏まえ職員の勤務時間等に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、改正文の第１条関係では、育児や介護のための休暇・休業制度を利用しやすい環境づくりを進めるため、①と致しまして、育児又は介護を行う職員について、早出遅出勤務等の制限となる範囲を下の表の改定前の実子及び養子から改訂後に改めるものであります。

②と致しまして、介護を行う職員の超過勤務の免除規定を追加するものであります。

次に、改正文の第２条関係でございますが、５ページに新旧対照表がございますので、そちらをご覧下さい。

先ほどの改正文第１条関係でご説明しました育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の制限となる、子の範囲について規定された条文でございますが、改正した第８条の３につきまして、これも更に改正をする多段改正となります。児童福祉法の改正により養子縁組里親が法定化をされましたので、改正後の児童福祉法に合わせて、改正後にありますように養子縁組里親に改めるものであります。

なお、施行期日は、公布の日から施行し、平成２９年１月１日から適用するものでございます。ただし、第２条は平成２９年４月１日から施行するものでございまず。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々　続きまして、「議案第８号」について、ご説明を申し上げます。

「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

こちらにつきましても、説明資料でご説明をさせていただきますので、３ページをご覧下さい。

提案理由でございますが、予防接種の普及等により、近年、結核死亡率が激減している事を踏まえ、国の制度において結核療養者の病気休暇の特例が廃止をされております。この事を踏まえ所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、２ページにあります新旧対照表をご覧下さい。第６条、結核療養者の休暇でございますが、医師の診断の結果、結核の判定を受けた職員で、任命権者が長期の療養を要する者と認定した時には、１年以内の期間は有給休暇とする。この条文を削除するものでございます。

なお、施行期日は、平成２９年４月１日でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

番外森川総務財政課長　続きまして、「議案第９号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。

こちらにつきましても、説明資料でご説明させていただきますので、８ページの説明資料をご覧下さい。

提案理由でございますが、１つには人事院勧告を受けて、国家公務員給与法が改正され、職員の給与条例に規定する扶養手当について改定を行うものであります。

２つ目として、地方公務員法の改正に伴い、等級別基準職務表等の所要の改正を行ったところではありますが、専門職についてその複雑、困難及び責任の度合いに基づき職務を整理するものでございます。

改正の概要でありますが、①の扶養手当の月額の改定でございます。人事院勧告に伴い表のとおり改めるもので、現行の手当額を平成３０年度以降の額に改めるものでございます。配偶者の手当額を現行の１３，０００円から６，５００円に。子の手当額を６，５００円から１０，０００円に。配偶者がいない場合の扶養する１人目については、現行の１１，０００円を配偶者がある場合と同様の手当額とありますが、これは6，５００円でございますので、その６，５００円に改めるものでございます。ここでちょっと戻っていただきまして、２ページのところの改正文をご覧いただきたいと思いますが、この２ページのところに附則の規定として、第１条に施行日を平成２９年４月１日からとしておりますが、特例事項として第2条に今回の改定を段階的に実施する旨を規定しております。その内容につきましては、また8ページに戻っていただきますと、そこの表にございますように、平成２９年度については、配偶者の手当額を１０，０００円に。子の手当額を８，０００円に。以下、同様に段階的に手当額を改めるものでございます。

次に、②の等級別基準職務表の改正でございますが、現行では４級は係長の職務としておりますが、専門職につきましては、係長職が限られておりますので、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき４級に高度な知識と経験を有する主任技師、主任保健師、主任栄養士、主任看護師を追加するものでございます。

なお、施行期日は、平成２９年４月１日から施行するものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

々　続きまして、「議案第１０号」について、ご説明を申し上げます。

「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。

こちらにつきましても、説明資料がございますので、3ページの説明資料で、ご説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、近年外国人旅行者の増加に伴い都市部での宿泊料が高騰しており、条例上の旅費と実状が乖離している状況にありま

番外森川総務財政課長

す。定住促進や企業誘致など町が抱える諸課題への対応のため、都市部への出張も増えることが見込まれることから、近隣自治体の状況も踏まえ宿泊料について見直しを行うものであります。

　改正の概要をご覧いただけますでしょうか。甲地としております東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、この甲地につきまして、現行宿泊料１０，９００円でございますが、これを１３，１００円に改めるものでございます。なお、この金額につきましては、邑智郡２町の金額と同額とさせていただいております。乙地ににつきましては、甲地以外となりますが、これについては変更がございません。

　また、（２）のところに、随行規定の新設とございますが、合わせて職員が特別職や議員の皆様と随行する場合には、同じ宿泊場所になると思われますので、その随行する場合には、その随行する方の旅費規程を準用する規定を新たに設けるものでございます。しかしこの随行についてはですね、どういう場合を随行と見るのかという場合、別途明確にしたいというふうに考えております。

　なお、施行期日は、平成２９年４月１日から施行するものでございます。

　以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

々

　続きまして、「議案第１１号」について、ご説明申し上げます。

　本議案は、「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。

　こちらにつきましても、説明資料でご説明を致しますので、３ページをお開き下さい。

　提案理由につきましては、先ほどの職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例と同様でございますが、特別職につきましては宿泊料に加えて日当の見直しを行うものでございます。それでこの日当につきましては、目的地内での移動の交通費など諸雑費にあたるものでございますが、これまで職員と同額の２，２００円でございましたが、邑智郡内の他の２町の旅費規程並びに邑智郡総合事務組合の役職として出張される場合もございますので、その邑智郡総合事務組合の旅費規程にも合わせまして、県外２，２００円を３，０００円に改めるものでございます。また、宿泊につきましても同様に邑智郡、他の２町並びに邑智郡総合事務組合に合わせまして、甲地につきましては１０，９００円を１４，８００円に、それ以外については、乙地の県外９，８００円を１３，３００円に、乙地の大田市・江津市・郡内以外の県内について９，８００円を１０，９００円に改めるものでございます。

　なお、施行期日は、平成２９年４月１日から施行するものであります。

　以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

番外森川総務財政課長

　続きまして、「議案第１２号」について、ご説明申し上げます。

　本議案は、「川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

番外森川総務財政課長　部を改正する条例の制定について」、であります。

こちらにつきましても、３ページに説明資料がございますので、そちらでご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、先ほどの特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と同様でございます。

改正の概要につきましても、特別職と同様に日当及び宿泊費について改めるものでございます。

日当につきましては、県外２，２００円を３，０００円に。宿泊費につきましても、甲地１０，９００円を１４，８００円に。それ以外については、乙地の県外を９，８００円を１３，３００円に。乙地の大田市・江津市・郡内以外の県内について、９，８００円を１０，９００円に改めるものでございます。

なお、施行期日は、平成２９年４月１日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

々　続きまして、「議案第１３号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、「消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。

こちらにつきましても、説明資料でご説明致しますので、３ページの方をご覧いただけますでしょうか。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、先ほど職員の給与に関する条例でご説明しましたように、扶養手当の額が段階的に変更されます。

本条例の補償基礎額は、国の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づいて定めておりますが、補償基礎額の加算額及び加算の対象については、扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められておりますので、上記法律改正に伴い、政令が改正され本条例の改正が必要となりました。

改正の概要でございますが、下記の表のとおりでございますが、表中の加算額は給与法に定められた手当額を１日あたり割り戻したものであります。ですので、扶養手当額を１日あたりに割り戻した金額ということでございます。

まず、第１号については、配偶者でございます。そして第２号については、２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある子と孫となっておりましたが、今回の改正で第２号を子に改め、第３号を孫として追加するものでございます。その結果、従前の第３号から第５号までが１号ずつ号がズレましたので、４号、５号、６号というふうに改定をしております。

第１号配偶者は、現行の４３３円から２１７円に。以下、第２号から第６号までは表のとおりに改めるものでございます。

なお、この扶養手当が段階的に変更されることから、本条例につきましても規則の規定によりまして、段階的に加算額を改める事にしておりますので、

番外森川総務財政課長	平成２９年度には第１号の配偶者については３３３円に改め、３０年度以降２１７円に改めるというものでございます。 なお、施行期日は、平成２９年４月１日から施行するものでございまず。 以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議　長	続いて、「日程第１５、議案第１４号から、日程第１８、議案第１７号」について説明を求めます。番外左田野まちづくり推進課長。
番外左田野まちづくり推進課長	失礼します。それでは、「議案第１４号、川本町携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の制定について」、説明します。次ページをご覧下さい。 この条例は、現在、馬野原（まのはら）地区、田原（たわら）地区に整備を進めております携帯基地局の設置及び管理について定めるものでございます。２条では、基地局の位置を上げております。３条では、施設を使用できる者について掲げております。ここでは事業者等の規定でございます。また４条では、利用事業者から負担金の徴収を致す予定にしておりますが、その事について掲げております。５条では、その使用の許可について掲げております。そういう事で今回、整備しております携帯基地局の設置について定めるものでございまして、この条例は公布の日から施行する事としております。 以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。
々	続きまして、「議案第１５号 、川本町定住促進基金条例の制定について」、説明します。次ページをご覧下さい。この条例は、地域振興及び活性化を図ると共に、若年層を中心とした人材育成や定住促進に資するため、２９年度から事業実施を予定しております。夢と可能性に挑戦する人財定住助成金事業に充てるために設置するものでございます。２条では、基金の積立て方法につい。３条では、基金の管理について。４条では、運用益の処理について。５条では、繰替運用について。６条では、その委任について掲げております。 以上でございます。審議のほど、よろしくお願い致します。
々	続きまして、「議案第１６号、木路原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明させていただきます。次ページをご覧下さい。 この条例は、木路原地区に整備しました定住促進住宅の設置及び管理について定めている条例でございますが、今年度、新たに２戸の住宅整備を進めておりますので、別表（１）中の戸数を、４戸から６戸に改めるものでございます。裏面に新旧対照表を付けておりますので合わせてご覧下さい。 以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。
々	続きまして、「議案第１７号、三原地区定住促進住宅の設置及び管理に関

番外左田野まちづくり推進課長　する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明します。

次ページをご覧下さい。

先ほどの木路原地区と同様、この条例は、三原地区に整備しました定住促進住宅の設置及び管理について定めている条例で、今年度、新たに２戸の住宅整備を行っておりますので、別表（１）中の戸数を、７戸から９戸に改めるものでございます。裏面に新旧対照表を付けておりますので、合わせてご覧下さい。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議　長　続いて、「日程第１９、議案第１８号から、日程第２２、議案第２１号」について説明を求めます。番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長　それでは、「議案第１８号、川本町企業立地促進条例の制定について」、ご説明申し上げます。資料４ページをご覧下さいませ。

提案の理由でございますが、企業立地を促す環境整備の１つとして、企業に対する新たな助成制度を設けながら雇用の拡大、地域経済の活性化、定住促進に繋げていくことを目指しております。そこで、助成制度を創設するにあたり、必要な事項を大綱として定めるため条例を制定するものでございます。

条例の概要でございますが、条例では大綱を定めております。認定要件、計画申請の提出、届出、町の立入調査などを定め、立地計画が適合する時は本町の認定企業とする事が出来る事などを明記しております。そして、この大綱を定めた条例に基づき、この度、新たに創設する助成制度は交付要綱で定める事としております。要綱に定める助成制度の概要が、この資料の下半分となります。助成金の交付額は、増加固定資本額の１０分の１で、上限は７，０００万円。増加固定資本額の増加に伴い、申請は複数回でも可能ですが、助成額の上限は１企業につき、７，０００万円を限度と致します。交付要件では、島根県の認定を受けた企業であること。町税等の滞納の有無などを要件としております。また業種は製造業とソフト産業の２つでございます。これは島根県の助成制度の要件に準じたものでして、こうした業種の県内進出を進める島根県と連携し、本町への誘致、立地を円滑に強力に進めていきたいと考えております。

なお、条例の施行は、平成２９年４月１日としております。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々　続きまして、「議案第１９号、川本町工場立地法準則条例の制定について」、ご説明申し上げます。資料５ページをご覧下さいませ。

工場立地法とは、工場とその周辺の住環境との調和を図るために、一定規模以上の工場について、敷地面積に対する施設面積や緑地面積、環境施設面

番　積などを規制した法律でありますが、背景には昭和３０年代の都市部の工場

外高良産業振興課長　地帯を中心とした公害問題があります。近年は、都市部以外の地域においても工場立地が進んでいる事を受け、法律の一部である工場の緑地面積率と環境面積率が既に市までは権限委譲されておりまして、地域の実情に応じた運用がされているところでございますが、この度、その権限が町村にも移譲される事となり、新たに準則条例を定めるものであります。

施行期日は、平成２９年４月１日と決められております。

対象となる工場は、資料の中ほどでございますが、業種は製造業など。規模は、敷地面積の場合９，０００㎡以上となっております。準則条例に定める事柄は、工場敷地面積に対する緑地面積率と環境施設面積率になりますが、国が定める基準の範囲内で定める事となっております。

次に、６ページをご覧下さいませ。

国が定める基準の範囲を上の段に示しております。この基準を受けて川本町では右下の赤枠の部分でございますが、国基準の範囲内で割合を最低ラインまで引き下げ緩和していきたいと考えております。なお、地域は１種から４種まで４つに区分されておりますが、誘致企業の工場が立地される三原地区は第４種となっております。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々　続きまして、「議案第２０号、川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

１ページをご覧下さいませ。

今回の改正内容は２つございます。１つは、題名条文の全てに含まれる「緊急」という文言を削除したいということ。もうひとつは第５条に、この貸付事業の実施期間、いつまでに認定を受けた事業所が貸付の対象になるのか、という事を定めておりますが、その期間を、現行の「平成２９年３月３１日」から１年間延長し、「平成３０年３月３１日」にしたいと考えております。１つ目の「緊急」につきましては、条例を創設した平成２２年当初はリーマンショック後の経済情勢などを鑑み、国の生活防衛に向けた対応として交付税措置が行われ、緊急的に雇用を生み出す必要があるという背景がありました。しかし現在は、地方創生の大きな動きの中で、企業の新設や増設を支援し、雇用の創出を図っていきたいと考えますので、「緊急」という文言を削除するものであります。２つ目の期間の延長につきまして、この事業は平成２２年に雇用創出を目的に配分された交付税の特別枠２０，０００千円を財源として基金を設け取り組んでいるものですが、今後は第５次総合計画の重点項目である企業誘致や起業支援、また総合戦略に掲げる企業誘致の推進や、この度の三協誘致による雇用の場の確保に対し対応していきたいと考え、期間を延長する条例を上程するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々　続きまして、「議案第２１号、川本町工場誘致条例を廃止する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

番外高良産業振興課長　資料の２ページ、３ページをご覧下さいませ。

　この工場誘致条例は、当初、昭和３７年に制定され一度廃止、その後、平成元年の議会において上程し制定されております。そして今回、再び廃止する条例を上程するものでございます。平成元年当時、民間の工場が因原地区に進出するという案件があり、その支援策として設けられ、結果的に同社の立地は第３セクターという形で操業されておりました。今回、条例を廃止する理由と致しましては、現在、既に事業所は無いということ、また企業誘致にあたっては支援策などを含め、島根県と密に連携を図り進めて行くことが重要であるため、新たに「議案第１８号」で説明申し上げました、企業立地促進条例を大綱とし、必要な支援策は要綱で定めていきたいと考えております。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議　長　続いて、「日程第２３、議案第２２号」について説明を求めます。

番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長　それでは、「議案第２２号」について、ご説明申し上げます。

　本議案は、「平成２８年度川本町一般会計補正予算（第６号）」で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７６，８８６千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ４，１４０，５６７千円とするものでございます。予算説明資料でご説明致しますので、まずは資料の１２ページをお開き下さい。最初に歳出から、ご説明をさせていただきます。主なものをご説明させていただきますが、１款、議会費、地方議会議員共済会給付費負担金４，１４０千円は、平成２８年度負担率確定による減額でございます。２款、総務費、ふるさと思いやり基金積立金２，０５４千円は、実績による増でございます。悠邑ふるさと会館管理費１，９２４千円は、電気代等の実績に伴うものでございますが、この要因と致しましては、昨年のＮＨＫのど自慢の時に電気代のデマンド値が大きく上がり、基本料金が上がったこと及び施設の利用増に合わせて使用電気料が増えたこと。また平成２８年度の当初予算におきましては、ＬＥＤ照明にした事による電気代の減額を見込んでおりましたので、前年度予算に比べ約２６４万円の減額をしておりました。この為、今回の増額に対応出来ず、予算を増額するものでございます。３款、民生費、国保特別会計操出金２，８６４千円の減額は、事業実績により減額をするものでございます。４款、衛生費、公的病院等支援費補助金２０，０００千円の減額は、仁寿会加藤病院への補助金について２８年度は８０，０００千円としたため、２０，０００千円の減額をするものでございます。６款、農林水産業費、農林水産振興がんばる地域応援総合事業補助金３，４１０千円は、エゴマ搾油施設整備補助金で新規の事業でございます。地域おこし協力隊として務められエゴマ農家として自営をされておられる方が、エゴマ搾油施設等の整備事業費１０，２３３千円で実施をされます。その補助金で財源は全額、県からの補助金でございます。補助率は３分の１でございます。８款、

番外森川総務財政課長　土木費、除雪作業委託１０，８８０千円は、１月、２月の除雪実績に伴う増額でございます。町道中倉日向線道路改良事業２，６９９千円は、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う増額でございます。町道三原古市線道路新設事業９０，０００千円は、企業誘致に伴う進入道路として、平成２８年の当初予算では商工費に予算を計上しておりましたが、社会資本整備総合交付金も充てる事が出来る事になり、また町道改良事業でありますので測量設計費用と用地買収費等を合わせて９０，０００千円を商工費から土木費に支出款更正をするため、増額をするものでございます。なお、本来ですと商工費を同額の９０，０００千円減額をすれば良いのですけれども、既に商工費の方で支出が発生をしておりますで、まず土木費に予算を計上し、今議会議決後、商工費から振り替えを行い、その後、最終専決によりまして、商工費の９０，０００千円を減額させていただきたいと考えております。なお、このため補正予算では一時的に財源不足が生じますので、財政調整基金の取り崩しを行いますが、最終専決におきまして、その取り崩し分におきましても積立を行う事と考えております。次に、金比羅公園伐採事業８５４千円は、桜の名所でもあります金比羅公園の展望台付近等、雑木によりたいへん見晴らしが悪くなっております。桜の開花前にこの時期に伐採をしまして、多くのお客様にお越しいただきたいと考えておりますので、その伐採事業を行わせていただく費用でございます。なお、財源と致しましては、ふるさと思いやり基金を充てるものであります。１０款、教育費、かわもと音戯館管理負担１，２８８千円は、レストラン系統空調修繕及び送水ポンプ等、設備周辺の実績に伴う負担金でございます。

次に、１１ページの歳入をご覧下さい。

１３款、国庫支出金、社会資本整備総合交付金１，８８９千円は、中倉日向線の追加交付に伴う増額でございます。１４款、県支出金、農林水産振興がんばる地域応援総合事業補助金３，４１０千円は、エゴマ搾油施設整備補助金に対する県の補助金でございます。１６款、寄附金、ふるさと思いやり基金寄附金２，０５４千円は、実績による増額で１２月末現在８，６０４千円、１７３件でございます。１７款、繰入金、財政調整基金繰入金７４，４００千円は、財源不足により取り崩すものであります。ふるさと思いやり基金繰入金８５４千円は、金比羅公園伐採事業に充てるため、取崩をするものでございます。２０款、町債、中倉日向線道路改良事業債４００千円は、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う増額でございます。

次に、１３ページをご覧下さい。

先ほど申しました地方債の関係でございますけれども、道路整備事業、中倉日向線道路改良事業債、過疎債でございますが、４００千円を増額するものでございます。これによりまして今年度の地方債の発行額は４０８，５１７千円となる見込みであります。なお、臨時財政対策債を除いた地方債発行額は３２４，５００千円。今年度の地方債の償還元金は３９６，９００千円であります。

番外森川総務財政課長　次に、基金でございますが、財政調整基金７４，４００千円取崩と、ふるさと思いやり基金８５４千円の取崩を行います。また、ふるさと思いやり基金２，０５４千円の積立を行い、その結果、今年度末の基金残高見込み額は１，６５０，７８８千円となる見込みでございます。

次に、第２表の繰越明許費の補正の関係でございますので、議案の３ページを戻っていただきまして、ご覧いただけますでしょうか。議案の３ページでございます。第２表、繰越明許費でございます。２款、総務費、学習交流施設整備事業４５，０００千円を繰り越すものでございます。７款、商工費、企業誘致推進事業５０，８６５千円を繰り越すものであります。８款、土木費、橋梁長寿命化事業４，２５３千円を繰り越すものであります。そして１１款、公共土木施設災害復旧費を繰り越すものであります。

以上でざいます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議　長　続いて、「日程第２４、議案第２３号から、日程第２５、議案第２４号」について説明を求めます。番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長　それでは、「議案第２３号、平成２８年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ１，８７８千円を追加し、歳入歳出予算総額を５６７，３８０千円とするものでございます。内容につきましては、６ページに資料を付けておりますので、そちらで説明させていただきます。

まず、歳出ですが、保険給付費につきまして今年度上半期の医療実績により、下半期の医療費の推計をした結果、不足が生じますので、療養諸費について８，６００千円の増額となります。また共同事業拠出金において、今年度の事業費確定により６，７２２千円の減額となります。内訳は、高額療養費共同事業拠出金が１，７４５千円の増。保険財政共同安定化事業拠出金８，４６７千円の減となっております。

続いて、歳入ですが、医療費の増に伴う増額分として国庫支出金の中の療養給付費負担金等の国庫負担金が３，１８８千円。国庫補助金として財政調整交付金が６０２千円の増額となっております。また県支出金の中の高額医療共同事業負担金が４３６千円、財政調整交付金が５１６千円の増額となっております。また、それぞれの事業の確定に伴い、一般会計繰入金が４６２千円の増額となります。

この結果、一般会計からの財政調整繰入金が３，３２６千円の減額となっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々　続きまして、「議案第２４号、平成２８年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」について、ご説明申し上げます。

番外長田健康福祉課長　今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ２千円を追加し、歳入歳出予算総額を１３５，４７６千円とするものでございます。

内容につきましては、４ページに資料を付けておりますので、そちらで説明させていただきます。

まず歳出でございますが、平成２６年度に遡って修正申告があった為、還付加算金を２千円補正するものでございます。

続いて、歳入ですが、後期高齢者医療広域連合から還付金の２千円を計上しております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議　長　続いて、「日程第２６、議案第２５号」について説明を求めます。

番外杉本地域整備課長。

番外杉本地域整備課長　それでは、「議案第２５号、平成２８年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）」について説明を致します。

本補正は、繰越明許費の確定に伴います補正でございます。簡易水道費のうち、施設改良事業において６，３３２千円。簡易水道再編推進事業において２０９，４４４千円を繰り越す事としております。

資料の２ページに各事業の詳細を示しておりますので、ご覧ください。

施設改良費につきましては、木谷交差点配水管修繕及び舗装復旧工事におきまして、工事の際の交通整理員の確保が今年度中は困難である事から事業を繰り越すものでございます。三島地区水道管移転補償工事及び旧三原小学校付近水道管支障移転工事につきましては、関連する工事の遅延により事業を繰り越すものでございます。

簡易水道再編推進事業につきましては、川本浄水場施設関連整備事業の施設建設工事の基礎工事におきまして、一部の杭が建設工事の影響により支持層まで到達せず、設計変更が生じた事により、施設の建築が今年度の末となるため、川本浄水場施設整備にかかる全ての工事を繰り越すものでございます。因原配水池新設工事、川本東大橋配水管敷設替工事につきましては、国の補正予算により実施するものでございますが、昨年末の追加配分により事業を実施するため、今年度内の完了が困難である事から事業を繰り越すものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議　長　続いて、「日程第２７、議案第２６号」について説明を求めます。

番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長　それでは「議案第２６号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、「平成２９年度川本町一般会計予算」であります。

当初予算の規模は、総合戦略に掲げる目標を達成するため、人口減少対策に

番外森川総務財政課長　重点的に取り組むと致しました。中でも大きな雇用を生み出す事が予定される企業誘致の推進を最優先に取り組む事とし、前年度当初予算に比べ３２２，４７０千円、８．７％増額の４，０４１，６９１千円と定めるものでございます。予算説明資料、ピンク色の紙の後に予算説明資料がございますけれども、そちらの２１ページをご覧いただけますでしょうか。間にピンク色の紙が予算説明資料ってございまして、その後の方にございますけれども、そこの２１ページに当初予算の内訳表がございます。それを見ていただきますと、先ほど申しましたけれども、平成２９年度の当初予算の歳入歳出の総額は平成２８年度当初予算３，７１９，２２１千円に対しまして、３２２，４７０千円 、８．７％の増額の４，０４１，６９１千円でございます。

次に、２４ページをご覧ください。

こちらに基金の内訳を示しております。２９年度当初予算におきまして、財源不足が生じましたので財政調整基金８０，０００千円の取り崩しをして対応をしております。この結果、平成２９年度末の基金残高は財政調整基金、減債基金合わせまして１，１４２，３５４千円。特定目的基金は４０９，６６０千円で、併せまして１，５５２，０１４千円となる見込みでございます。

なお、先ほどの補正予算でご説明を致しましたように、企業誘致関連の町道改良事業について、商工費から土木費への支出間更正に伴う財源不足のため、７４，４００千円の基金の取り崩しをしております。これにつきましては、最終専決で積み立てをしておりますので、実際にはこの表の平成２８年度見込み残額はその分が増額される事になっております。現在は、それが取り崩した状態での見込みとして書かせていただいております。

なお、この２９年度の一般会計の当初予算につきましては、後ほど設置される予算特別委員会について詳細にご説明をさせていただきますので、よろしくお願いを致します。

以上、平成２９年度川本町一般会計当初予算の概要説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議　長　続いて、「日程第２８、議案第２７号」について説明を求めます。

番外宇山町民生活課長。

番外宇山町民生活課長　それでは「議案第２７号」について、ご説明申し上げます。

この議案は「平成２９年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６０千円とするものでございます。3ページをご覧下さい。

歳出は貸付金収入６０千円を一般会計操出金として支出するものでございます。歳入は、住宅新築資金返還金等の収入を６０千円として計上しております。

詳細に付きましては、後ほど設置予定の予算特別委員会でご説明を申し上

番外宇山町民生活課長　げます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いを致します。

議　長　続いて、「日程第２９、議案第２８号」から「日程第３０、議案第２９号」について説明を求めます。番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長　それでは「議案第２８号、平成２９年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。
この予算は歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ５６１，３６５千円と定めるものでございます。予算総額につきましては、前年対比２．２％、１２，２１１千円の増額となっておりますが、主な要因と致しましては医療費の上昇に伴う保険給付費の増額と平成３０年度からの広域化に向けて、電算システムの改修費を計上しているためでございます。国保財政は６５歳から７４歳までの前期高齢者の割合が高く所得水準も低く医療費水準が高いなど構造上の問題を抱えており、今後も厳しい財政運営が続く事と予想されております。
詳細につきましては後ほど設置予定の予算特別委員会で説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々　続きまして「議案第２９号、平成２９年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明申し上げます。
この予算は歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１３８，８７７千円と定めるものでございます。予算総額につきましては、対前年比１．７％の２，３１２千円の増額となっておりますが、主な要因と致しましては、医療費の増に伴う広域連合への納付金の増額によるものです。
詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会で説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議　長　続いて、「日程第３１、議案第３０号」から「日程第３３、議案第３２号」について説明を求めます。番外杉本地域整備課長。

番外杉本地域整備課長　それでは「議案第３０号、平成２９年度川本町簡易水道事業特別会計予算」について、説明を致します。
歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ４００，８９６千円と定めるものでございます。予算総額につきましては、対前年比３６％、２２８，５５２千円の減額となっております。主な要因と致しましては、歳出、建設改良費の簡易水道再編推進事業の減額でございます。平成２３年度より国の簡易水道再編推進事業を活用して、施設の整備を進めておりますが、２９年度において概ねの事業が終了する予定でございます。
詳細につきましては後ほど設置予定の予算特別委員会で説明を致しますの

番外杉本地域整備課長	で、ご審議のほど、よろしくお願い致します。
々	続きまして「議案第３１号、平成２９年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」について、説明を致します。 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５９，２２１千円と定めるものでございます。予算総額につきましては、対前年比８．９％、５，７７４千円の減額となっております。主な要因と致しましては、償還金の減額によるものでございます。 詳細につきましては後ほど設置予定の予算特別委員会で説明を致しますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。
々	続きまして「議案第３２号、町道路線の変更について」説明を致します。本町の町道のうち３路線の起点・終点に変更が生じております。変更の提案理由につきまして、次ページを添付しておりますので、ご覧ください。 谷戸地内、上坂線につきましては、道路改良工事に伴います道路起点の変更でございます。三俣地内、津梅地三谷線及び上郷線につきましては、木橋の流出に伴います終点の変更でございます。 なお、この木橋の流出につきましては、今年度実施した橋梁点検により確認をしたものでございます。 以上、ご承認のほど、よろしくお願い致します。
議　長	続いて、「日程第３４、議案第３３号」について説明を求めます。 番外森川総務財政課長。
番外森川総務財政課長	それでは「議案第３３号」について、ご説明申し上げます。 本議案は、「邑智郡総合事務組合規約の変更について」で、あります。 邑智郡総合事務組合は、川本町、美郷町、邑南町の３町により組織し、邑智郡の振興に掛かる広域的な事業、住民基本台帳や、税等の電算処理、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処理並びに介護保険法に基づく介護保険事業に関する事務を共同処理をしております。規約の変更の内容でございますが、２ページの新旧対照表をご覧ください。 情報システム化が所管する共同電算処理事務において、基幹業務システムの他、平成２９年度から関係町の内部業務系電算処理であります人事給与システム、財務会計システム、公会計システムの共同電算処理をする事務が加わるため、現行の組合規約第３条第１項に規定する共同処理する事務に内部業務系の共同電算処理事務を第６号として加えるものでございます。 次に、３ページをご覧ください。 併せまして当該事務に関する関係町の負担金につきまして、組合規約第１２条の第２項に規定する別表２、第３条の第１項第２号の事務の表の次に、２の１、第３条第１項第６号の事務の表を加えるものであります。また負担

番外森川総務財政課長	金の算出方法につきましては、内部業務系事務であり、それぞれの町に掛かる経費を負担するものとして実費相当額としております。 なお、人事給与システムの共同電算処理については美郷町は参加しない事となっております。 続きまして、また２ページに戻っていただきまして、環境衛生課が所管する一般廃棄物の処理に関する事務において、地方自治法第２５２条の１４から第２５２条の１６に規定する事務の委託により、現在、江津市からの屎尿処理の一部業務を事務の委託により行っております。平成２９年度から開始する新可燃ごみ共同処理施設整備事業計画において、大田市からの事務の委託により当該計画を実施するにあたり、現行の組合規約第３条第２項に当該事務の委託を加え、同条同項を全部改めるものでございます。 次に、４ページをご覧ください。あわせて新可燃ごみ共同処理施設整備計画を実施する関係町の負担金の算出方法について、組合規約第１２条第２項の規定する別表４、第３条第１項第４号の事務の表に（３）施設等整備費の表を加えるものでございます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議　長	続いて「日程第３５、議案第３４号」について説明を求めます。 番外左田野まちづくり推進課長。
番外左田野まちづくり推進課長	失礼します。「議案第３４号、辺地に係る総合整備計画の変更について」、説明します。 三原辺地に係る総合整備計画につきまして､変更の必要が生じましたので、辺地にかかる公共的施設の総合整備の為の財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。 次ページを、ご覧ください。 これが、三原辺地にかかる総合整備計画でございます。このページにつきましては変更はございませんが、裏面をご覧ください。この表の中で、１行目一番上の行でございますが、集会施設につきまして、２７年度から繰越事業で改修しました集会所整備事業につきまして、事業費の変更が生じましたので、これに伴い変更しております。 続いて、3行目でございますが、公民館につきまして、北公民館として使用開始しました旧三原小学校の改修事業につきまして、２７年度に引き続き事業実施を致しましたので、それに伴い事業費及び辺地債の額などに変更が生じましたので、その額を変更するものでございます。 以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。
々	なお、先ほど「議案第１４号から１７号」を説明した際に、議案番号を誤って「条」と読み上げておりました。改めてこの場で、訂正させていただきます。よろしくお願い致します。

議　長　　以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々　　ここで、暫時休憩を致します。
再会は、１３時００から始めます。　（午前１１時５６分）

議　長　　会議を再開します。　（午後　1時００分）

々　　これより、全員協議会に切り替え、全体審議・質疑を行います。

々　　「議案第５号」から「議案第３４号」までの質疑を行いますが、各会計の当初予算議案の「議案第２６号」から「議案第３１号」までの６議案は、後ほど設置していただきます、予算特別委員会で審査・質疑を行っていただきますので、この場での質疑は除きます。

〔全員協議会に切り替える～議案第５号より各会計の当初予算（議案第２６号から議案第３１号）を除く議案第３４号まで質疑（２４議案)〕

議　長　　本会議を再開します。　（午後　1時２１分）

々　　それでは「日程第２３、議案第２２号、平成２８年度川本町一般会計補正予算（第６号)」の件を議題と致します。

々　　これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々　　これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々　　「議案第２２号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

々　　挙手「全員」であります。
よって、「議案第２２号」は原案のとおり、「決定」しました。

々　　次に、「日程第３６、予算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」の件を議題とします。

々　　お諮りします。
お手元に配布してある要綱（案）により、定数９人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに平成２９年度一般会計及び特別会計の予算

議　長	に関する審査並びに調査を付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
々	異議なしと認めます。 よって本件については、９人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに付託して調査することに「決定」しました。
々	ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第５条第４項の規定により、議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
々	異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。
々	次に、委員会の正副委員長について報告をいただいておりますので申し上げます。委員長に５番片岡議員、副委員長に８番圓山議員、以上のとおり選任されました。
々	以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。 お疲れ様でした。 （午後　１時２３分）

この会議録は、川本町議会事務局長　櫻本　博志　が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員